

○三豊市緊急輸送道路沿道建築物耐震対策支援事業補助金交付要綱

平成29年3月1日

告示第25号

改正 令和2年3月27日告示第7号

令和4年3月29日告示第37号

令和5年2月1日告示第45号

令和7年2月12日告示第22号

(目的)

第1条 この告示は、地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難及び救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修等に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、次に定めるもののほか、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

- (1) 耐震対策事業 耐震診断を実施する事業(以下「耐震診断事業」という。)、補強設計を実施する事業(以下「補強設計事業」という。))及び耐震改修又は建替えを実施する事業(以下「耐震改修又は建替事業」という。))をいう。
- (2) 緊急輸送道路 法第6条第1項の規定により本市が定めた耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路をいう。
- (3) 沿道建築物 法第14条第3号に規定する建築物をいう。
- (4) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のものをいう。
- (5) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という。))別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1「建築物の耐震診断の指針」(以下「耐震診断の指針」という。))又は国がこれと同等と認めた方法により、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項各号に掲げる者(以下「耐震診断資格者」という。))が行う地震に対する建築物等の安全性の評価をいう。
- (6) 補強設計 耐震診断の結果に基づく補強工事の設計(建替えを行う場合の建築設計を含む。))をいう。
- (7) 耐震改修 基本的な方針の別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第2「建築物の耐震改修の指針」(以下「耐震改修の指針」という。))又は国がこれと同等と認めた方法により行う、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事をいう。
- (8) 建替え 現に存する建築物を除却し、当該建築物の敷地に原則として同じ用途及び同じ規模以上の建築物を新たに建築することをいう。
- (9) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (10) 申請者 補助金の申請をしようとする、次のいずれかの者をいう。
 - ア 耐震対策事業を行う建築物の所有者(複数の者が共同所有する場合、共同所有者全員により合意された代表者又は建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に定める区分所有者の団体の代表者)
 - イ その他市長がアに掲げる者と同等と認める者

(補助対象要件)

第3条 耐震対策事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 耐震診断事業 次のアからオまでに掲げる要件を満たす事業であること。
 - ア 市の区域内で昭和56年5月31日以前に着工された沿道建築物(国又は地方公共団体の所有するものを除く。))について行う事業であること。
 - イ 建築基準法の規定に違反していない建築物(耐震関係規定以外の同法の規定に違反がある建築物であって、その違反の是正が行われることが確実であると認められるものを含む。))について行う事業であること。
 - ウ 当該耐震診断の結果について耐震診断の指針に適合する水準にある旨の既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会(以下「第三者の専門機関」という。))による判定等を受けた建築物について行う事業であること。
 - エ 申請者に課せられた本市の市税のうち、当該補助金の交付申請の日以前に納期(延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。))が到来した税額(延納、納税の猶予又は納期の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以降に到来するものを除く。))を滞納していないこと。ただし、建物の区分所有等に関する法律に定める区分所有者の団体又は管理者及び区分所有者は、この限りでない。
 - オ 他の同様の補助金等の交付を受けていないこと。
- (2) 補強設計事業及び耐震改修又は建替事業 次のアからキまでに掲げる要件を満たす事業であること。
 - ア 前号に規定する要件(ウを除く。))を満たす事業であること。
 - イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物又は法に基づく指導若しくは特定行政庁による任意の勧告を受けた建築物で、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものについて行う事業であること。
 - ウ 耐震改修の指針に適合する水準にあるか否かについて第三者の専門機関による耐震改修計画の判定等を受けて地震に対する安全性の向上を目的として行う事業であること。ただし、建替えは除くものとする。
 - エ 建替えにあつては、補強設計の内容に基づいた概算改修工事費用が把握され、かつ、その額が妥当であると認められるものであること。
 - オ 建替え後の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存するものであること。
 - カ 建替え後の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合するものであること。

- キ 耐震改修又は建替事業においては、市の区域内に本店、支店等の営業所を有する事業者が施工する事業であること。
- 2 前項各号に規定する要件を満たしたことにより補助金の交付を受けた場合においては、当該交付に係る建築物について、再度当該各号に係る補助金の交付を受けることはできない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 耐震診断事業 耐震診断(設計図書の復元、第三者機関の判定等を含む。)に要する費用の額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)又は別表の規定により算出した補助対象事業費に設計図書の復元、第三者機関の判定等に要する費用(157万円を限度とする。)を加えた額のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(その額が400万円を超えるときは400万円とし、1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)とする。
- (2) 補強設計事業 補強設計に要する費用の額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)又は別表の規定により算出した補助対象事業費のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(その額が400万円を超えるときは400万円とし、1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)とする。
- (3) 耐震改修又は建替事業 耐震改修に係る工事に要する費用(建替えを行う場合にあつては耐震改修に要する費用相当分とする。)の額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)又は別表の規定により算出した補助対象事業費のいずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(その額が6,000万円を超えるときは6,000万円とし、1万円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

(事業計画書の提出)

第5条 申請者は、あらかじめ、事業計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の事業計画書の提出をする者が当該沿道建築物の所有権を有する者でない場合は、事業計画書には、当該事業の実施に関し当該所有権を有する者の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。ただし、建物の区分所有等に関する法律に定める区分所有者は、管理組合の規約と事業の実施を決議したことが分かる書類を添付した場合は、この限りでない。
- 3 市長は、事業計画書の提出があつたときは、その内容を審査し、承認すべきものと決定したときは、事業計画承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、補助金の交付を受けて耐震診断又は補強設計を実施しようとするときは、前条第3項の規定による事業計画書の承認後、耐震診断又は補強設計の実施に関する契約を締結する前に、補助金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、補助金の交付を受けて耐震改修又は建替事業に係る工事を実施しようとするときは、前条第3項の規定による事業計画書の承認後、耐震改修又は建替事業に係る工事の契約を締結する前に、補助金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。この場合において、複数年度にわたって事業を行うときは、当該年度に係る部分(当該年度出来高分)についての申請書を提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認め補助金を交付すべきものと決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、必要な条件を付することができる。

(着手届)

第8条 申請者は、耐震対策事業に着手したときは、着手の日から10日以内に着手届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 申請者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(中間検査の実施等)

第10条 市長は、耐震改修又は建替事業において必要があると認める場合は、工程を指定し、中間検査を実施することができる。この場合において、申請者は、耐震改修又は建替事業に係る工事が当該指定に係る工程に達したときは、中間検査申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、耐震改修又は建替事業に係る工事が適正に行われているかどうかについて、速やかに中間検査を行うものとする。
- 3 市長は、中間検査を行った結果、耐震改修又は建替事業に係る工事が適正に行われていないと認める場合には、申請者に対し、必要な指示を行うものとする。
- 4 市長は、前3項に規定する中間検査を行うほか、耐震改修又は建替事業において必要があると認める場合は、申請者に対し必要な指示を行い、若しくは報告を求め、又はその職員に建築物その他の物件若しくは設計図書等の書類を検査させることができる。

(補助金の経理)

第11条 申請者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、耐震対策事業の完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(耐震対策事業の変更)

第12条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額に変更が生じる事業の内容変更をしようとするとき 補助金交付変更申請書(様式第8号)
- (2) 耐震対策事業の内容の変更で次のいずれかに該当するものをしようとする場合において、補助金の額の変更を生じないとき 事業内容変更承認申請書(様式第9号)
 - ア 補助の対象となる部分の面積、配置、構造、形状又は仕上げの変更
 - イ 耐震診断技術者
 - ウ 事業工程の大幅な変更
 - エ その他申請内容の大幅な変更該当するものとして市長が定める変更

2 市長は、前項第1号の補助金交付変更申請書又は同項第2号の事業内容変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付変更決定通知書(様式第10号)又は事業内容変更承認通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(耐震対策事業の中止又は廃止)

第13条 申請者は、耐震対策事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止(廃止)承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(耐震対策事業の完了期日の変更)

第14条 申請者は、耐震対策事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに完了期日変更報告書(様式第13号)によって市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(耐震対策事業の遂行等)

第15条 申請者は、法令の定め、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従って、耐震対策事業を行わなければならない。

2 市長は、申請者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って耐震対策事業を遂行していないと認めるときは、申請者にこれらに従って耐震対策事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(完了実績報告)

第16条 申請者は、耐震対策事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に完了実績報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付確定)

第17条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付確定通知書(様式第15号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第18条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書(様式第16号)により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第16条の完了実績報告書の提出があった場合において、当該耐震対策事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、これらに適合させるために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第20条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、その是正のための市長の指示又は命令に従わないとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第21条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(様式第17号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(指導及び監督)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、耐震対策事業を実施している申請者、耐震診断資格者、耐震改修又は建替事業に係る工事の施工者等(以下「申請者等」という。)に対し、耐震対策事業の計画又は施行の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、申請者等に対し、耐震対策事業の適正な執行を確保するために必要な措置を講ずることを命じ、又は必要な助言若しくは勧告をすることができる。

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の三豊市緊急輸送道路沿道建築物耐震対策支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に受理する補助金の申請について適用し、同日前に受理した申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第45号)

この告示は、令和5年2月1日から施行し、改正後の三豊市緊急輸送道路沿道建築物耐震対策支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和7年告示第22号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助の対象限度額

事業区分	補助対象事業費及び限度額
------	--------------

耐震診断	<p>次の床面積の区分による額の合計額(上限400万円/棟)</p> <p>(1) 1,000m²以内の部分 3,670円/m²</p> <p>(2) 1,000m²超～2,000m²以内の部分 1,570円/m²</p> <p>(3) 2,000m²超の部分 1,050円/m²</p> <p>ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、157万円を限度として加算することができる。</p>
補強設計	<p>耐震診断の区分により算出される額と住宅局所管事業関連共同(平成12年3月24日付け建設省住宅局長通知)施設整備等補助要領等細目に基づく建築設計費(建替えを行う場合は、耐震改修工事に要する費用相当分を建築工事費として算出)の限度額のいずれか少ない額(上限400万円/棟)</p>
耐震改修又は建替事業	<p>次の区分の建築物による額に床面積(建替えにあつては従前建築物の床面積)を乗じた額(上限6,000万円/棟)</p> <p>(1) 共同住宅 34,100円/m²</p> <p>(2) マンション 51,700円/m²</p> <p>ただし、耐震診断の結果、Is(構造耐震指標)の値が0.3未満相当である場合は56,900円/m²、免震工法等特殊な工法による場合は86,400円/m²とする。</p> <p>(3) その他建築物 57,000円/m²</p> <p>ただし、耐震診断の結果、Is(構造耐震指標)の値が0.3未満相当である場合は62,700円/m²、免震工法等特殊な工法による場合は93,300円/m²とする。</p>